

知事許可漁業に係る制限措置の公示

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において準用する第 42 条第 1 項の規定に基づき、知事許可漁業に係る制限措置の内容を別紙のとおり定めた。

令和 8 年 6 月 10 日

鹿児島県大島支庁長 朝倉 正二

(別 紙)

1 敷網（ロープ曳きとびうお浮敷網）漁業

(1)制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の 総トン数	推進機関 の馬力数	許可又は起業 の認可をすべ き漁業者の数	漁業を営む 者の資格
ロープ曳き とびうお浮 敷網漁業	与論島周辺海域（大共 第12号共同漁業権漁 場を含む）	1月1日から 12月31日ま で	定めなし	定めなし	1	定めなし

(2)申請すべき期間 令和8年6月10日（水）から同年6月24日（水）まで

(3)許可の有効期間 許可日から令和11年3月10日まで